

健康保険だより

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号の
トピックス

①被保険者(ご本人)様へ
生活習慣病予防健診を受診
しましょう！

②健診の結果、医療機関の治療
や受診が必要と判定された
方は、早期に受診を！

③整骨院・接骨院にかかるとき
の保険証の使い方

TOPIC
01

被保険者(ご本人)様へ 生活習慣病予防健診を受診しましょう！

年度内にお一人様につき1回、協会けんぽより健康診断費用の補助が受けられます。

自己負担額が軽減されました！

最高5,282円の自己負担額で受診できます。変更前より1,887円
おトクに受診できるようになりました。

お得



付加健診の対象年齢が拡大されました！

令和6年度から5歳刻みとなり、**40・45・50・55・60・65・70歳**の方を対象に腹部
超音波検査や眼底検査など、より詳細な健診を最高2,689円の自己負担額で受診できるようになりま
した。

被保険者の健診について
詳しくはこちら



被扶養者の健診について
詳しくはこちら



TOPIC
02

健診の結果、医療機関の受診が必要と判定された方は、**早期に受診を！**

自覚症状がないのに医療機関への受診は必要？

生活習慣病は自覚症状が出た時には重症化している可能性があります。
健診結果で医療機関への受診が必要な状態を治療せず放置すると、心筋梗塞
や脳梗塞等の発症の危険が高くなります。



裏面もご覧ください

 **全国健康保険協会 神奈川支部**
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>





整骨院・接骨院にかかるとき、保険証が使える場合(保険適用)と
使えない場合(保険適用外)があります。



保険証が使える場合

負傷原因がはっきりしていて
慢性に至っていないケガでの受診

具体例

- ☑ 急性の打撲・捻挫・挫傷・肉離れ等
- ☑ 骨折・脱臼

※ 骨折・脱臼は応急処置を除き
医師の同意がある場合に限られます。



保険証が使えない場合

病気や原因不明の痛みなどでの受診

具体例

- ☑ 単なる肩こり、筋肉疲労
- ☑ リラクゼーション目的でのマッサージ利用
- ☑ 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)からくる痛みや凝り
- ☑ 脳疾患後遺症などの慢性病
(症状の改善が見られない長期の治療)
- ☑ 過去の交通事故等による後遺症
- ☑ 同一負傷に対して同期間に保険医療機関で
治療中のもの
- ☑ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療
(応急手当を除く)
- ☑ 工作中や通勤途上に起きた負傷

整骨院・接骨院等にかかる場合の注意事項

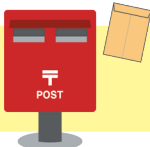
- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名欄は必ず**自分で記入または捺印**しましょう。
- **領収書**をもらいましょう。
- 施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。



協会けんぽより施術内容についてお尋ねする場合があります

整骨院・接骨院の請求の中には、健康保険の対象とならない請求や不適切な請求も一部見受けられます。
そのため、適正な支払いのため調査が必要と判断された場合には、**協会けんぽより電話または
文書で負傷原因・施術年月日・施術内容などを照会**することがあります。

領収書等の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書にご記入のうえ、提出をお願いいたします。



協会けんぽの申請書は、すべて郵送で提出ができます。
窓口でお待ちいただく必要のない、郵送での手続きにご協力をお願いします。

協会けんぽの制度、取組等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

協会けんぽとは？

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組
- ・保険料率の仕組み 等



健康づくりとは？

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート 等



給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの
保険証利用 等

